

(五) 労働組合法を制定せよ

(六) 言論、集會、結社、出版の自由要求

(七) 失業者の生活保護

右以外のスローガンは其地方の情勢に應じて地方協議會又は組合會議加盟団体メイデイ委員會に於て決定し追加せられたし

尙參考迄に當日組合會議執行委員會に於て審議に上りたる右記せる以外のスローガン候補者を左に列記する

(イ) 第十五回メイデー萬歳

(ロ) 全産聯との徹底的抗争

(ハ) 自主的船員保険法の實施

(ニ) 民族的封建的差別撤廢

(ホ) 立禁、土地取上、立毛、動産差押絶対反對

(ヘ) 一切の反動フアツシヨ粉碎

(ト) 階級戦線の統一

(チ) 二重搾取制度の撤廢

(リ) 平價切下絶対反對

(ヌ) 全産聯団体保険絶対反對

(2) ポスター

組合會議書記局に於て作製配布する

(3) 宣言及決議

各地方に一任

(4) 参加団体の範圍

原則として組合會議加盟団体に限るも其地方の狀勢及歴史的
事情に於て組合會議に加盟せざる団体と雖もその主義主張方
針に於て組合會議と對立せず、メイデイのスローガン、宣言
決議等の作成に就ても一體的行動をとりうるものはこれを參
加せしむる事を得

以
上